○農林水産省告示第千八百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木寒水字梅河内五二九の一・五三一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県八女市黒木町笠原字東頭割八八〇〇の一、八八〇〇の二、字古川八八四八の一六、八八四八の一四（次の図に示す部分に限る。）、字鬼納内一一五一、一一五一二の三、一一五一七の二、一一五一七の四、黒木町北大淵字見多野四三六一、四三七〇、四三九三、四四一四、黒木町木屋字茅切場八六〇二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県日田市大字鶴河内字カヤバ二六二一の一、二六二一の二、二六二二、二六二五・字ワニ越二六七五・二六七六の一・二六八〇の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県由布市庄内町龍原字本村一一五八、一一六四、一三五三の一、一三五四、一三六三の一から一三六三の三まで、中津市山国町槻木字上惣見三五二二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上惣見三五二二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県中津市山国町草本字大廻ノ一五七三、一五七五、一五七六、山国町中摩字ツツラ四〇六三、字大岩四〇七〇、字梨ノ木四〇七五

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡津野町桑ケ市字船板床二〇〇七の一四、二〇〇七の二三から二〇〇七の二八まで、二〇〇七の三二、字粟尻二〇一〇、二〇一一、烏出川字灰床三九の一、字サガリ松四一三五、四一三九の二、四一四一・四一四六の二・四一五〇の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四一五〇の五、四一五〇の八、字祝へ松四一六五の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県郡上市八幡町那比字二間手六五〇九の八、六五一〇の一、六五一〇の三、六五一〇の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県高山市一之宮町字釜ヤシキ六五三八の一、六五五一の一、六五五一の二、字カラ谷六六〇四

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）